

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 16 | 子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩倉市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩倉市長

公表日

令和6年4月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子ども子育て支援に関する事務 |
| ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法などに基づき、幼稚園、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①教育・保育給付の申請書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤子育てのための施設等利用給付の認定及び支給 ⑥地域子ども・子育て支援事業である岩倉市副食費の施設による徴収に係る補足給付の認定及び支給 ・ぴったりサービス検索・電子申請機能で届出書等を受領する。 |
| ③システムの名称 | 子ども子育て支援システム R-STAGE WizLIFE 中間サーバ ぴったりサービス |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 子ども子育て支援情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条、別表第一の94の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条、別表第二の116の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康こども未来部 こども家庭課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|---------------|
| 平成27年10月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 教育こども未来部長兼子育て支援課長 山田日出雄 | 子育て支援課長 富 邦也 | 事後 | 異動のため |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 子育て支援課長 富 邦也 | 子育て支援課長 西井上 剛 | 事後 | 異動のため |
| 平成29年7月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 子ども子育て支援システム・中間サーバ | 子ども子育て支援システム R-STAGE WizLIFE 中間サーバ | 事前 | システム利用開始時のため。 |
| 令和3年5月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法などに基づき、幼稚園、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用負担者の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請者、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 | 子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法などに基づき、幼稚園、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用負担者の徴収、給付費の支給、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①教育・保育給付の申請者、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤子育てのための施設等利用給付の認定及び支給 ⑥地域子ども・子育て支援事業である岩倉市副食費の施設による徴収に係る補足給付の認定及び支給 | 事後 | 内容の見直しのため |
| 令和3年5月14日 | I 関連情報 5 | ②子育て支援課長 西井上 剛 | ②課長 | | |
| 令和3年5月14日 | I 関連情報 7、8 | 総務部行政課 | 総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804 | | |
| 令和5年5月18日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法などに基づき、幼稚園、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用負担者の徴収、給付費の支給、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①教育・保育給付の申請者、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤子育てのための施設等利用給付の認定及び支給 ⑥地域子ども・子育て支援事業である岩倉市副食費の施設による徴収に係る補足給付の認定及び支給 | 子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法などに基づき、幼稚園、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用負担者の徴収、給付費の支給、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①教育・保育給付の申請者、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定及び副食費の免除に必要な各種情報の照会 ⑤子育てのための施設等利用給付の認定及び支給 ⑥地域子ども・子育て支援事業である岩倉市副食費の施設による徴収に係る補足給付の認定及び支給 ・びったりサービス検索・電子申請機能で届出書等を受領する。 | 事後 | システム利用開始時のため。 |
| 令和5年5月18日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 子ども子育て支援システム R-STAGE WizLIFE 中間サーバ | 子ども子育て支援システム R-STAGE WizLIFE 中間サーバ びったりサービス | 事後 | システム利用開始時のため。 |
| 令和6年4月23日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 教育こども未来部 子育て支援課 | 健康こども未来部 こども家庭課 | 事後 | 組織・機構の見直しのため |
| 令和6年4月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要 | 利用負担者の徴収 | 利用者負担額の徴収 | 事後 | 誤記の修正のため |
| 令和6年4月23日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要 | ①教育・保育給付の申請者、届出書に関する確認 | ①教育・保育給付の申請書、届出書に関する確認 | 事後 | 誤記の修正のため |